

岩田合同法律事務所 ニュースレター  
2025年11月

## 競争法



監修：弁護士 [石川 哲平](#)  
執筆：弁護士 [小林 郁也](#)  
弁護士 [後藤 拓真](#)

### 1 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律に関する運用基準」等の整備

公正取引委員会は、2025年10月1日、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」という。）の運用基準等を整備するために実施した意見募集で提出された意見（以下「パブコメ」という。）の概要及びそれに対する考え方並びに運用基準等の成案を公表しました（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/oct/251001\\_toriteki.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/oct/251001_toriteki.html)）。

今回示されたパブコメに対する考え方の中で、取適法の解釈にあたり特に実務上重要であると考えられる点は、以下のとおりです。

#### ① 従業員基準

- 「委託事業者」及び「中小受託事業者」の判断基準となる「常時使用する従業員の数」は、製造委託等をした時点が判断基準時となります（パブコメ No.5）。従業員数は賃金台帳を基準としますが、例えば、前々月（N-2月）中に賃金が支払われた対象労働者について前月（N-1月）末日までに賃金台帳が調整されるときは、賃金台帳上の当該前々月の賃金支払労働者の数をもって、当月（N月）中にされる製造委託等に係る「常時使用する従業員の数」と取り扱うものとされております（パブコメ No.7）。
- 委託事業者が、中小受託事業者に対して「常時使用する従業員の数」について確認した際の中小受託事業者の回答に誤りがあったために、取適法の適用がないものと誤認し、取適法に違反することとなった場合、委託事業者による取適法違反行為については是正の必要があ

るため指導及び助言は行われますが、直ちに勧告は行われないとされております（パブコメ No.15）。「常時使用する従業員の数」の確認は書面、メール等の方法で実施し、中小受託事業者の回答が記録に残る方法で実施していただくことが実務上重要となります。また、「常時使用する従業員の数」が確認できないなどのために委託先の中小受託事業者該当性が判断できない場合は、取適法に準拠して対応することが望ましいと存じます。

② 特定運送委託

- ・ 自社拠点間の運送を外部事業者に委託する場合、通常、取引の相手方に対する運送とはいえないませんので、「特定運送委託」に該当せず取適法の適用対象とはされません。もっとも、特定の取引の相手方向けに仕分けられた販売等の目的物を当該取引の相手方に対して運送する際に、自社拠点を運送経路の一部として利用する場合は、自社拠点間の運送の委託であっても特定運送委託に該当します（パブコメ No.88）ので、そのような運送を中小受託事業者に委託する場合は、取適法の各規制を遵守する必要があります。
- ・ 現行の下請法では、運送中の製品の所有権が発荷主にある場合は、発荷主は自己の所有物の運送を他の事業者に委託しているに過ぎず、当該役務は自ら用いる役務（自家利用役務）であるため、役務提供委託には該当せず下請法は適用されないとされていました。これに対し、取適法では、運送中の製品の所有権の帰属にかかわらず特定運送委託に該当するとされております（パブコメ No.133）ので、これまで所有権が発荷主にある場合は下請法の適用がないと整理していた企業においては注意が必要です。

③ 協議に応じない一方的な代金決定

- ・ 中小受託事業者が「協議を求めた」とは「明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合も含む」とされており（取適法運用基準第4の9(3)）、例えば、中小受託事業者が従来の単価を引き上げて計算した見積書等を提示した場合が想定されるとしています（パブコメ No.186）ので、そのような場合には委託事業者が中小受託事業者との間で協議の機会を設定する必要があります。
- ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房、公正取引委員会）（<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka/romuhitenka-1.pdf>）に記載の全ての行動を適切に採っている場合には、取引条件設定に当たり十分な協議が行われたものと考えられるとされております（パブコメ No.210）ので、代金額の決定にあたって協議を行う際には、同指針に沿った行動を履践することがより一層重要となります。

④ 一括決済方式、電子記録債権による支払

- ・ 一括決済方式又は電子記録債権の方法により中小受託事業者に支払う製造委託等の代金の満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するものについて、委託事業者が支払期日における割引料等を負担する場合であっても、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときは「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」として取り扱われ（取適法運用基準第4の2(5)）、また、中小受託事業者の能動的な行為を要

するという点で支払期日に代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保された銀行振込の場合とは異なるとされております（パブコメ No.260）。取適法の適用対象取引においては、上記に該当するような一括決済方式等の支払方法の利用が困難になることに留意が必要となります。

## 2 株式会社九州東通に対する勧告

株式会社九州東通は、公正取引委員会から、2025年9月26日、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」という。）に違反したとして、勧告を受けました（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250926\\_flykyusyu\\_kyusyutotsu.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250926_flykyusyu_kyusyutotsu.html)）。

同社は、放送番組等の制作に係る動画撮影、音声収録、出演等を委託するフリーランスに対し、当該業務委託に際し、直ちにフリーランス法3条1項に規定される事項を書面又は電磁的方法によりフリーランスに対し明示せず、また当該業務委託の際に報酬の支払期日を定めておらず、フリーランスから役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった（同4条5項）ことが違反事実とされています。

去年11月にフリーランス法が施行されて以降、公正取引委員会が違反で勧告を行うのは4例目ですが、いずれも取引条件の明示義務（同3条1項）、期日における報酬支払義務（同4条5項）の規定に違反する事例であり、今後も同様の勧告がなされる可能性がありますので、フリーランスに対し業務を発注する事業者はこれまで以上に、取引条件の明示や支払期日を遵守した報酬の支払い等を意識する必要があります。

放送事業者等に対するフリーランス法の勧告は本件が初めてですが、公正取引委員会は、令和6年12月26日公表の「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書」（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241226\\_geinou.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241226_geinou.html)）の内容を基に、令和7年9月30日には、「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250930\\_geino\\_ushishin.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250930_geino_ushishin.html)）を策定・公表しており、同指針の中で、放送事業者等に対し、取引条件について業務依頼時の十分な交渉や契約条件の書面等での明示を求めています。今回の九州東通に対する勧告はフリーランス法に基づく勧告でしたが、委託先がフリーランスでない場合であっても、独占禁止法（優越的地位の濫用）又は下請法（書面の交付義務等）として問題となる可能性があり、また、同指針において、これらの法律に違反する場合には公正取引委員会において厳正に対処する旨が記載されています。放送事業者等におかれましては同指針を踏まえた対応が必要であると考えます。また、令和7年5月12日には、「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書」（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/0512\\_foodsupplychain.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/0512_foodsupplychain.html)）が公表されていることから、本件の勧告のように、実態調査報告書に続いた勧告がなされないためにも卸売業者や小売業者等におかれましては、同報告書を確認し、社内での対応を見直すこ

とが必要であると考えます。

### 【監修】



石川哲平（弁護士）  
E-mail: [teppei.ishikawa@iwatagodo.com](mailto:teppei.ishikawa@iwatagodo.com)

慶應義塾大学法科大学院修了、2013年弁護士登録。  
公正取引委員会に3年間勤務し、多数の立入検査、事  
件審査、取消訴訟などを担当し、独占禁止法の実務に  
深い知見を有する。これらの経験を活かし、多数の当  
局の調査対応、事業活動に関する法的助言等を行う。

### 【執筆者】



小林郁也（弁護士）  
E-mail: [fumiya.kobayashi@iwatagodo.com](mailto:fumiya.kobayashi@iwatagodo.com)

2021年中央大学法学部卒業、2023年裁判官任官、  
2024年弁護士登録。  
訴訟・紛争解決、知的財産法、独占禁止法・下請法、  
その他企業法務一般を担当している。



後藤拓真（弁護士）  
E-mail: [takuma.goto@iwatagodo.com](mailto:takuma.goto@iwatagodo.com)

2023年東京大学法科大学院修了、2025年弁護士登録。  
独占禁止法・下請法に関する法的助言のほか、訴訟案  
件、コーポレート案件等、企業法務全般の業務を取り  
扱う。

### 岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我  
が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が  
東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士  
資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公  
正取引委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング15階  
岩田合同法律事務所 広報: [news@mail@iwatagodo.com](mailto:news@mail@iwatagodo.com)

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。  
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性  
を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。